各務原市農業振興等対策事業補助金交付要綱

（平成１２年３月３１日決裁）

（趣旨）

第１条　市は、農業の振興及び整備を図るため、市内において農業に従事する個人及び農業協同組合等の農業団体が行う事業又は事務に要する経費に対し、予算の範囲以内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第２条　補助金の交付の対象となる事業の種類、経費の内容、補助金の額、補助金の交付の対象は、別表のとおりとする。ただし、交付の申請をする時点において、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を受けることができない。

（１）補助金の交付の対象となる者又は当該者と同一の世帯員が市税を滞納しているとき。

（２）補助金の交付の対象となる者が遊休農地（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３２条第１項各号のいずれかに該当する農地をいう。）を所有しているとき。

２　補助金の交付を受けようとする者は、規則第４条の規定による補助金の交付の申請の際に、納税状況等確認同意書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第３条　補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第６条第１項各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項とする。

（申請の取下げ）

第４条　規則第８条第１項の規定により申請を取り下げることができるのは、補助金の交付決定の日から１５日以内とする。

（返還免除の承認申請）

第５条　別表ぎふ農業経営者育成発展支援事業の項及び新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）の項に掲げる事業に係る補助金の交付を受けた者が病気、災害その他やむを得ない理由により補助金の交付の対象とならなくなったときは、補助金の返還の免除を受けることができる。この場合において、補助金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第６条　補助事業者は、市長から請求があったときは、補助金の交付の決定があった年度の１２月３１日現在における事業の遂行状況を事業遂行状況報告書により、翌年の１月１６日までに市長に提出しなければならない。

（事業の着手及び完了届）

第７条　補助事業の着手は、補助金の交付の決定のあった日以後でなければならない。ただし、補助事業の性質上その他特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

２　補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付の決定前に補助事業に着手するときは、あらかじめ、交付決定前着手届（様式第２号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、補助事業者に次に掲げる条件を付すものとする。

（１）補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災等の事由により、実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、補助事業者が負担すること。

（２）交付の申請をした事業に係る補助金が不交付となった場合及び交付の決定をした補助金の額が交付の申請をした額に達しない場合において、異議がないこと。

（３）当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと。

３　補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了届（様式第３号）を市長に提出し、別に市長が定めるところによりその確認を受けなければならない。

（実施報告）

第８条　規則第１１条前段の規定による実施報告書の提出期限は、原則として、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して２５日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の３月３１日のいずれか早い日までとする。

２　補助金の全額が概算払又は前金払により交付された場合における前項の提出期限は、同項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定があった年度の翌年度（以下この条において「翌年度」という。）の５月２５日までとする。

３　規則第１１条後段に規定する市の会計年度が終了した場合の実施報告書の提出期限は、翌年度の４月２０日までとする。

（手続の省略）

第９条　別表施設園芸等就農推進事業の項、ぎふ農業経営者育成発展支援事業の項及び新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）の項に掲げる事業に係る補助金については、規則第１９条の規定により、規則第１１条の規定による補助事業の実施報告及び規則第１３条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

（補助金の支払方法）

第１０条　市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要であると認めたときは、補助金を概算払又は前金払により、交付することができるものとする。

（財産の処分の制限）

第１１条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加額が一件当たり５０万円以上の財産を市長の承諾を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２　補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間は、財産の処分等をしてはならない。ただし、同令に定めのない財産については、別に定める。

（書類、帳簿等の保存期限）

第１２条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間（農業企業化資金利子補給事業及び岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成１８年３月３１日付農政第２９４号農政部長通知）に規定する補助金の交付の対象となる事業にあっては、１５年間）保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、前条に規定する処分制限期間を経過しないものについては、「農業関係の補助事業等により導入した施設等の適正な管理について」（昭和５３年８月２９日付農政第７１１号農政部長通達）の別紙様式による財産管理台帳及びその関係書類を当該処分制限期間が経過するまで整理保管しなければならない。

（様式等）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の申請書その他市長に提出する書類の様式は、別に定める。

２　前項の書類の提出期限は、この要綱に定めるほか、別に定める。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年６月６日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成２７年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年１２月２４日）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２７年度の補助金から適用する。

附　則（平成２８年３月２４日決裁）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日決裁）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年１０月３１日決裁）

この要綱は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３１日決裁）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年８月３１日決裁）

この要綱は、平成３０年９月１日から施行し、改正後の第１２条の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付申請のあったものから適用する。

附　則（平成３１年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和２年３月３１日決裁）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年９月２５日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和４年１１月１７日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和５年３月２８日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年６月２９日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和５年９月２８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和６年４月１日決裁）抄

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和７年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年３月２４日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第２条関係）

事業の種類	経費の内容	補助金の額	補助金の交付の対象
農業企業化資金利子補給事業	農業協同組合から借り入れた資金に岐阜県農業企業化資金助成規則（昭和３６年岐阜県規則第１４５号）第３条第１項に規定する利率を乗じた額	利子補給率の割合で計算した金額の合計額	ぎふ農業協同組合
学校給食地消地産推進事業	学校給食地消地産推進事業実施要領（平成１８年４月３日付農政第３２号農政部長通知）第４に規定する事業に要する経費	学校給食地消地産推進事業実施要領第６に規定する助成対象額の３分の２以内の額。ただし、水産物にあっては、当該助成対象額	岐阜県農業協同組合中央会
元気な農業産地構造改革支援事業	元気な農業産地構造改革支援事業実施要領（平成２５年４月１日付農園第５２号農政部長通知）別表１に掲げる取組に係る経費	当該経費の２分の１以内の額	ぎふ農業協同組合等
乳用初妊牛増頭対策支援事	生乳生産量を増加するため、増頭を目的とした乳用初妊牛の導	１頭当たり１３万円	市内で酪農を営む者

業	入又は自家保留の推進に要する経費		
効率的乳用後継牛確保対策支援事業	雌雄産み分け技術を活用して効率的に乳用後継牛を確保するために要する経費	１頭当たり３万円	市内で酪農を営む者
残留農薬自主検査推進事業	農業協同組合を通じて出荷された農産物の中で、自主検査に要する経費	当該経費の３分の１以内の額	各務原市園芸振興会等
水田フル活用推進事業	水田フル活用推進事業実施要領（平成３１年３月２０日付農園第１６０９号農政部長通知）第３の２及び３に規定する事業に係る同要領第６の４及び別記１第２に規定する経費	予算の範囲内で定める額	各務原市農業再生協議会
鳥獣被害防止支援事業	捕獲機材の導入及び有害獣防護施設を設置するのに要する経費	予算の範囲内で定める額	各務原市鳥獣被害防止対策協議会
多面的機能支払交付金事業（農地維持支払交付金事業）	多面的機能支払交付金実施要綱（平成２６年４月１日付２５農振第２２５４号農林水産事務次官依命通知）別紙１第３に規定する対象農用地において、同要綱別紙１第４に規定する活動に要する経費	多面的機能支払交付金実施要綱別紙１第６の規定により算定する額	多面的機能支払交付金実施要綱別紙１第２に規定する組織
多面的機能支払交付金事業（資源向上支払交付金事業）	多面的機能支払交付金実施要綱別紙２第３に規定する対象農用地において、同要綱別紙２第４に規定する活動に要する経費	多面的機能支払交付金実施要綱別紙２第６の規定により算定する額	多面的機能支払交付金実施要綱別紙２第２に規定する組織
水田農業振興事業	水田農業の振興を図るための農地の有効利用、水田農業の担い手の連携等に係る事業に要する経費	１０万円を限度とし、予算の範囲内で定める額	各務原市水田農業担い手協議会
農業６次産業化促進支援事業	農業６次産業化促進支援事業実施要領（平成２３年４月１日付農流第６４号）第２に規定する事業に係る同要領第８の２に規定する経費	１００万円を限度とし、当該経費の２分の１以内の額	農業６次産業化促進支援事業実施要領第３に規定する者
水稲被害防止	水稲の食害を防ぐための薬剤の	当該経費の２分の	ぎふ農業協同

薬剤導入推進事業	導入に係る事業に要する経費	１以内の額を限度とし、予算の範囲内で定める額	組合
経営体育成支援事業(融資主体型補助事業)	経営体育成支援事業実施要綱（平成２３年４月１日付２２経営第７２９６号農林水産事務次官依命通知）別表１の１（１）に規定する経費	経営体育成支援事業実施要綱別記１第４の１（１）イに規定する額	経営体育成支援事業実施要綱別記１第１の３（１）イに規定する者
経営体育成支援事業(追加的信用供与補助事業)	経営体育成支援事業実施要綱別表１の１（２）に規定する経費	経営体育成支援事業実施要綱別記１第４の１（２）に規定する額	経営体育成支援事業実施要綱別記１第１の３（２）アに規定する基金協会
施設園芸等就農推進事業	施設園芸等就農推進事業実施要領（平成２７年３月１９日付農経第１６８０号農政部長通知）第２の１に規定する事業に係る経費	施設園芸等就農推進事業実施要領別記１第１の２（１）に規定する農地の面積に、同要領別記１第１の２（３）に規定する交付単価を乗じた額以内の額	施設園芸等就農推進事業実施要領別記１第１の２（１）に規定する者
ぎふ農業経営者育成発展支援事業	ぎふ農業経営者育成発展支援事業実施要領（令和２年３月３１日付農経第１３１７号）第２に規定する事業に係る経費	ぎふ農業経営者育成発展支援事業実施要領第５の１（２）ア前段、２（２）ア前段並びに３（２）ア前段及びイに規定する額以内の額	ぎふ農業経営者育成発展支援事業実施要領第５の１（１）、２（１）及び３（１）に規定する者
スマート農業技術導入支援事業	スマート農業技術導入支援事業実施要領（平成３１年４月１日付農政第４５号農政部長通知）別表１の１に規定する事業に係る経費	スマート農業技術導入支援事業実施要領別表１の１に規定する額以内の額	スマート農業技術導入支援事業実施要領別記１第１の２に規定する者
新規就農者育成総合対策事	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付３経	新規就農者育成総合対策実施要綱別	新規就農者育成総合対策実

業(経営発展支援事業)	営第３１４２号農林水産事務次官依命通知）別記１第２の１に規定する事業に係る経費	記１第５－１の３に規定する額以内の額	施要綱別記１第５－１の１に規定する者
新規就農者育成総合対策事業(初期投資促進事業)	新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年１２月２０日付３経営第１９９６号農林水産事務次官依命通知）別記６第２の１又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年１２月１日付５経営第２０１６号農林水産事務次官依命通知）別記２第２のⅡに規定する事業に係る経費	新規就農者確保緊急対策実施要綱別記６第５の３又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記２第５のⅡの３に規定する額以内の額	新規就農者確保緊急対策実施要綱別記６第５の１又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記２第５のⅡの１に規定する者
新規就農サポート事業	新規就農サポート事業実施要領（平成２７年３月１９日付農経第１６８９号）別記２に規定する事業に係る経費	新規就農サポート事業実施要領別記２第３の３に規定する額以内の額	新規就農サポート事業実施要領別記２第３の１に規定する者
有機転換推進事業	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和４年１２月８日付４環バ第２４５号農林水産事務次官依命通知）別記２第１の３（１）に規定する事業に係る経費	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱別記２第２の４（１）に規定する額以内の額	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱別記２第２の２に規定する者
新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)	新規就農者育成総合対策実施要綱別記２第２の２又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記１第２の２に規定する事業に係る経費	新規就農者育成総合対策実施要綱別記２第５の２（２）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記１第５の２（２）に規定する額以内の額	新規就農者育成総合対策実施要綱別記２第５の２（１）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記１第５の２（１）に規定する者
有機農業生産振興事業	有機農業生産振興事業実施要領（令和４年３月１６日付け農園第１６３５号農政部長通知）第４の１に規定する事業に係る経	有機農業生産振興事業実施要領第４の５に規定する額以内の額	有機農業生産振興事業実施要領第４の２に規定する者

	費		
担い手確保・経営強化支援事業(融資主体型補助事業)	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成２８年１月２０日付け２７経営第２６１２号）別記第１の４（１）イ（ア）に規定する事業に係る経費	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱別記第４の１（１）イに規定する額以内の額	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱別記第１の４（１）アに規定する者
地域農業構造転換支援事業	地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和８年１月２３日付７経営第２０８１号農林水産事務次官依命通知）第２の１に規定する事業に係る経費	地域農業構造転換支援対策実施要綱別記１第４の１（１）に規定する額以内の額	地域農業構造転換支援対策実施要綱別記１第１の４（１）に規定する者
次代へつなぐ経営継承・発展支援事業	次代へつなぐ経営継承・発展支援事業実施要領（令和８年４月１日付農経第３９号農政部長通知）第２の２に規定する事業に係る経費	次代へつなぐ経営継承・発展支援事業実施要領別記２第１の４に規定する額以内の額	次代へつなぐ経営継承・発展支援事業実施要領別記２第１の２に規定する者

様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

申請者
住所
氏名
氏名（ふりがな）
生年月日

納税状況等確認同意書

下記の補助事業に係る補助金の交付申請について、市が私及び同一の世帯員の市税の納税状況並びに私の遊休農地の所有状況を調査することに同意します。

記

１　補助事業名

２　申請者以外の世帯員

区分		内容
同意者①	氏名	
	氏名（ふりがな）	
	生年月日	年　月　日
	住所	
同意者②	氏名	
	氏名（ふりがな）	
	生年月日	年　月　日
	住所	
同意者③	氏名	
	氏名（ふりがな）	
	生年月日	年　月　日
	住所	

※同意者欄は適宜追加してください。

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

申請者　住所
　　氏名

年度　　事業交付決定前着手届

標記補助事業の実施に関し、補助金の交付決定前に着手したいので、各務原市農業振興等対策事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により届け出ます。

記

１　補助事業名

２　事業量及び事業費

３　着手（予定）年月日

４　完了（予定）年月日

５　交付決定前着手する理由

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

申請者　住所
　　氏名

年度　　事業完了届

年　　月　　日付け　　第　　号ー　で補助金の交付決定のあった標記事業については、下記のとおり完了しましたので、各務原市農業振興等対策事業補助金交付要綱第７条第３項の規定に基づき、報告します。

記

事業の種類及び名称	
事　業　主　体	
着　手　年　月　日	年　月　日
完　了　年　月　日	年　月　日
事業施行箇所	
施　行　方　法	
事　業　施　行　者	
事　業　量	
事　業　費	円